

売買契約書及び秘密保守契約書

本契約は、イノリー企画と財団法人能登町ふれあい公社との間に日本在来種クロマルハナバチの取引に関する基本事項を定める

第1条 当事者

イノリー企画(以下「甲」という)は、板橋区ホタル生態環境館と業務提携契約を結び知的財産権の取得、保有、管理、運用を事業目的の一部としている事業主である。甲は、下記の特許権(出願中 以下「本件特許権」という)の一部を譲り受け、日本在来種クロマルハナバチ類等の農業生産現場への商品化を目指している。

記

出願番号 2006-299780

発明の名称 日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法

財団法人能登町ふれあい公社(以下「乙」という)は、農業生産現場での送粉昆虫としての純国産クロマルハナバチを商品化して出荷する。クロマルハナバチ女王単体から農業授粉に適用するまでコロニーを形成し、大量増殖および利用について、適正な設備を持つ団体である

阿部宣男(以下「丙」という)は、ホタル飼育、世代交代(生態系維持継続)の特許および多くの生物多様性に関してのノウハウを持ち、本件特許の発明者の一人でもある。特許出願、また純国産クロマルハナバチの商品化にも協力する。

板橋区ホタル生態環境館(阿部宣男も含む)を丙と称する。

第2条 継続的販売契約

甲は、乙に対し、日本在来種を農業生産現場において訪花昆虫として商品化を図るために、甲関連施設(丙内)で交尾確認済み休眠処理済み純国産クロマルハナバチ女王蜂を販売提供することを約束する。

本契約の期間中、甲は、甲が増殖した純国産クロマルハナバチの女王蜂を乙に対して販売し、乙はこれを購入する。

第3条 女王蜂の販売等

(1) 女王蜂の販売に関する詳細は、下記に定めるところによる。

発注、納入	適時適正に行う
販売価格	1匹4,500円(税別)
数	乙が年度初めに計画する数で別途定める
毎月最低購入数	350匹
生態保証・生態品質検査	丙が行う

(2) 乙は女王蜂の購入個数について増減が予想される場合は最低2ヶ月に予測個数を甲に連絡する。

第4条 新女王蜂の再生産(丙が担当)

(1) 乙は、甲から購入した女王蜂が生育し、コロニーを形成し、製品として成り立ったコロニーが諸原因で販売が出来ず、余剰となった新女王蜂及コロニーを事前連絡、確認の上、丙に送る事が出来る。

(2) 丙は、乙で誕生した新女王蜂の個体を細部まで生態状態を確認し、尾休眠に耐えうる個体のみ交尾確認及び休眠処理を施し、乙に供与する。途費用面等を甲・乙及び丙の三者間で協議し、適時適正に判断し、話し合いで合意する。

第5条 共同研究

「共同研究」とは、丙が現在、国立大学法人茨城大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人富山大学(富山医科大学)、国立大学法人九州大学、玉川大学、和光大学、聖学院大学、他研究機関と実施している、日本在来種クロマルハナバチを始め日本に生息している在来種マルハナバチ類の種の保全と生態研究及び繁殖飼育研究の事をいう。

(共同研究の実施期間)

丙が現在実施している「共同研究」は、期限の定めの無い事を甲及び乙は承認する。

(新規共同研究)

丙が、新規に学術的に「共同研究」を計画するときは、適正及び公平判断し、的確に行う事を甲及び乙は異議を述べない。

第6条 秘密保持

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示を受けた、相手方の経営上、技術上の秘密を、事前の相手方の書面による同意なしに、第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。但し、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本契約締結以前に自らが保有していたもの。
- (2) 本契約締結以前に公知のもの。
- (3) 本契約締結後、第三者により公知となったもの。
- (4) 本契約締結後、第三者から正当に知得したもの。
- (5) 甲乙間での協議により適用除外としたもの。

第7条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から原則1年間とする。継続する場合には事前協議し、合意の上、延長出来る。

第8条 解除

- 1 甲又は乙は、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、何等の催告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
 - (2) 期間内に契約を履行する見込みがないと認められたとき
 - (3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 自己の財産について仮差押、仮処分、強制執行及び担保権の実行、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (6) 解散の決議をしたとき
 - (7) 災害その他災害に準ずるやむを得ない事由により、契約の履行が困難となったとき
 - (8) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると合理的に認められる客観的事実の発生したとき
- 2 甲又は乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないとときは、本契約を解除することができる。

第9条 飼育技術及び生態情報の提供

甲及び丙は乙に対し、本契約締結後、乙の要請に応じ、生態情報及び技術情報を文書等によって提供する。乙は、本条によって提供される情報は厳重に管理し、乙の代表者、および担当職員以外に開示しないものとする。

第10条 合意管轄

本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定めなき事項に関しては、甲乙丙の信義誠実の原則に基づきその都度協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証しとして本書3通を作成し、甲乙丙3者間各々その1通を保有する。

別紙として

甲丙の業務提携契約書の写しを証として添付する。

平成23年4月1日

甲：神奈川県横浜市南区別所1-3-19

イノリー企画

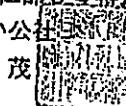
代表 駒野



乙：石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部54番地

財団法人 能登町ふれあい公社

理事長 持木一茂



丙：東京都板橋区高島平4丁目21番1号

板橋区ホタル生態環境館館長 阿部

